

令和4年1月18日

ケアハウスふるさと
ご入居者様
ご家族様 各位

社会福祉法人梅田福祉会
ケアハウスふるさと
施設長 小林恭介

「緊急事態宣言の発令」、「まん延防止重点措置」、「警戒レベル3以上」に伴う対応について
(外部の通所介護、通所リハ等 サービス利用の一時的な休止のご協力をお願い)

メディアでも取り上げられているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染者数は増大を続けており、群馬県においても陽性者の報告が連日続いております。

つきましては、当法人の運営する事業について、感染拡大防止策 及び 万が一の感染者発生に備え、下記のと通りの対応とさせていただきますので、状況についてご理解をいただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

● 外部の通所介護、通所リハビリ等をご利用の方へのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、**群馬県において緊急事態宣言が発令されている間** 又は **まん延防止重点措置が発令されている間** 又は **群馬県「社会経済活動再開にむけたガイドライン」の警戒レベル3以上を示す間** については、外部の通所介護、通所リハビリ等のご利用を一時的に控えて頂きますようご協力をお願いします。

- ・ 一時的に外部のデイサービス、デイケア等の利用を休止する場合、当施設に併設されているデイサービスについて、一時的に利用することは可能ですので、担当のケアマネージャーまでご相談ください。
- ・ 当施設に併設されているデイサービスにおいては、皆様が通常ご利用されているデイサービスと同様の機能訓練、マッサージ等を行えません。
また、過ごす環境が異なるため、入浴方法や活動内容 等が異なる場合があります。

● 訪問介護や訪問看護、訪問リハビリ等をご利用の方へのお願い

通常通りご利用可能です。

- ・ サービス利用時については、マスク着用、実施後の手指消毒(うがい、手洗い)を徹底して頂きますようご協力をお願いします。
- ・ 他事業所の職員が入館する際には、検温の実施、アルコールによる手指消毒、マスク着用、健康状態を確認するためのチェックリストへの記入をお願いしております。

当事業所を一時的に利用する場合については、通常ご利用されているデイサービス等と全て同じようにサービス提供することはできませんが、職員一同、精一杯の対応をさせていただきます。
ご理解、ご協力をお願いいたします。